

NI+C 設備機器保守サービスのご提供条件

表記の設備機器保守サービスのご提供条件は以下のとおりです。

第1条 保守サービス

- NTTインテグレーション株式会社（以下、「NI+C」といいます。）は、別紙記載の保守サービス対象機器（以下「対象機器」といいます。）に対し対象機器の仕様どおりの良好な稼働を維持するためお客様の要請に応じ、表記の保守サービス時間帯に保守サービスを提供します。また、NI+C 所定の定期点検を行います。
- 保守サービスには次のサービスは含まれません。
 - 事故、災害、誤用、機器本来の目的以外の使用、機器の移動、改造、付加、不適切な稼働環境およびNI+C（またはNI+Cが指定した者）以外の者が提供した製品またはサービスに起因して必要となったサービス、その他NI+C以外の責めに帰すべき事由により増加したサービス
 - 建設業法に定められる工事を伴う業務。
 - 特約事項に記載されたもの。
- 前項1号の場合に、NI+Cが修理、修復可能と判断した場合にはお客様の依頼により別途料金にて行います。
- 部品の取り外しを必要とする保守サービスについては、これにより交換された旧部品はNI+Cの所有となります。お客様は、当該旧部品が、直接間接を問わずNI+Cから提供された部品でありかつ変更されていないこと、および、取り外される部品に取り外しを妨げる担保等の法的な制約がないことを保証します。

第2条 サービス期間

月払料金、四半期払料金、半期払料金または年払料金が適用となるNI+C設備機器保守サービスについては、別紙記載の保守サービス開始日（以下「サービス開始日」といいます。）から1年以内に到来する表記のサービス更新日の前日までが最初のサービス期間となります。ただし、サービス更新日の75日前までにお客様またはNI+Cが書面により更新をしない旨を通知した場合を除き、契約期間は1年間延長され、その後も同様とします。

第3条 料金および支払条件

保守サービスの料金（以下「保守料金」といいます。）は月単位に定められる料金および支払方法に基づき次の各号に区分されます。ただし、お客様が選択可能な支払方法は、対象機器によって異なります。なお、NI+Cはサービス開始日、サービス更新日、または、各請求対象期間の最初に到来する暦日1日をもってサービス料金を請求するものとします。

- 月払料金は、サービス開始日より起算され、月単位に請求されます。サービス開始日が暦月の初日でない場合、サービス開始日の翌暦月の初日を料金起算日とします。
- 四半期払料金は、サービス開始日より起算され、サービス更新日を基準に設定する四半期毎に請求されます。サービス開始日が暦月の初日でない場合は、サービス開始日の翌暦月の初日を料金起算日とします。また、サービス更新日を基準に設定する四半期が3か月に満たない場合は、月割計算して請求されます。
- 半期払料金は、サービス開始日より起算され、サービス更新日を基準に設定する半期毎に請求されます。サービス開始日が暦月の初日でない場合は、サービス開始日の翌暦月の初日を料金起算日とします。また、サービス更新日を基準に設定する半期が6か月に満たない場合は、月割計算して請求されます。
- 年払料金は、サービス開始日に最初のサービス期間について請求され、その後はこれに続く各サービス期間の初日以後に年単位で請求されます。サービス開始日が暦月の初日でない場合、サービス開始日の翌暦月の初日を料金起算日とし、また最初のサービス期間が1年に満たない場合には、1年を12か月として月割計算して請求されます。
- お客様の要求によりNI+Cが保守サービス時間帯外、または本契約の範囲外の保守サービスを提供した場合、および個別事情によりNI+Cがサービス履行のために追加の費用を要する場合には、別途NI+C所定の料金が請求されます。
- 料金には消費税が別途加算されます。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。また、税率変更に伴い増額分の追加請求が必要となった場合、NI+Cはお客様に対して増額分の追加請求を行うことができるものとします。
- お客様は請求書に基づき、表記条件に従い銀行振込の方法によって支払うものとします。尚、その振込手数料はお客様にて負担いただきます。
- 前項に定める支払期日が経過してもお客様による支払いが行われないう場合、お客様は、支払期日の翌日から当該支払を行う日まで年利14.5パーセントの割合による支払遅延利息をNI+Cに支払うものとします。
- NI+Cは、3か月前までの書面の通知により、保守料金その他のご提供条件を変更できます。ただし、保守料金の変更は、次のお支払い期間の初日（以下「保守料金変更の効力発生日」といいます。）からとなります。

第4条 解除等

- お客様は、以下に該当する場合には、75日前までの書面の通知により、個々の機器について保守サービスを解約できます。この場合、お客様がお支払済みの保守料金は返還されません。
 - 保守サービス開始日から12か月経過した場合
 - 保守サービス開始日から2か月以上経過した対象機器が設置場所から撤去され、かつ使用中止となった場合。
- お客様は、NI+Cが保守料金を増額した場合、保守料金変更の効力発生日の前日を解約日として、NI+Cに対する2か月前までの書面による通知により、個々の対象機器について解約できます。
- NI+Cは、保守サービス開始日から1年以上経過した個々の対象機器について、お客様に対する3か月前までの書面の通知により解約できます。この場合、支払済みの保守料金のうち残月数分が返還されます。
- お客様またはNI+Cは、相手方に次のいずれかに該当する理由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
 - 相手方が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - 相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認めるとき
 - 相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき
 - 相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき
 - 相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき
- 前項のいずれかに該当したときは、解除された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

第5条 責任の制限

- お客様が、NI+Cの履行または不履行を原因とする損害賠償その他の救済をNI+Cに求めるすべての場合において、NI+Cの責任は、その請求の原因を問わずNI+Cの行為の直接的結果として現実に発生した通常の損害に対するものに限られ、かつサービス料金相当額を限度とする金銭賠償に限られます。
- 前項の責任の制限は、NI+Cの責めに帰すべき事由により発生した人身障害および不動産並びに有体動産の損害に対する損害賠償には適用されません。
- NI+Cは、いかなる場合においても、NI+Cの責めに帰すことのできない事由から生じた障害、NI+Cの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づく障害については責任を負いません。
- 本項は、本契約に関するNI+Cの責任およびお客様の救済手段のすべてを記載したものです。

第6条 保証

NI+Cは、何ら対象機器の性能、機能、品質、契約不適合責任（瑕疵担保責任）等を保証するものではありません。また、NI+Cは、保守サービスにより対象機器の稼働が中断されないことまたは保守サービスの結果を保証するものではありません。

第7条 求償の制限

お客様は本契約に起因して、結果的に生じた損害、間接損害または特別な事情から生じた損害を含め、お客様に生じた全ての損害をNI+Cに対してのみ賠償請求するものとし、NI+Cの委託先に対しては何らの請求もおこなわないものとします。

第8条 提供資料

- お客様には、NI+Cが設備機器保守サービスを行うにあたって必要となる資料（配線系統図、レイアウト図等）をNI+Cの求めに応じて提供していただきます。NI+Cは提供資料を本契約に基づく保守サービスを行うため、必要限度で、複製、および改変します。
- 保守サービスが終了したときは、NI+Cはお客様の要求に応じて、提供資料をお客様に返還いたします。

第9条 有償部品

NI+Cは、保守サービスの提供にあたり、表記記載の有償部品の交換が必要と判断した場合は、直ちにお客様に連絡し、お客様が事前に書面で同意した場合のみかかる部品の交換作業を行うものとします。ただし、お客様には有償部品に対し、NI+C所定の代金を別途お支払いいただきます。

第10条 機密情報

- 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者

- が相手方に対し、(1)機密と明記のうえ開示した情報、(2)口頭で機密と告げただけで開示した情報のうち、開示後 14 日以内に文書により機密である旨を通知した情報を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。
- 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後 5 年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社または「関連会社」の従業員以外には、開示または使用させないものとします。
 - 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかざる情報には適用されません。
 - 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - 独自に開発した情報
 - 第三者から正当に入手した情報
 - 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - 受領当事者は、本契約が終了したときまたは開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還または破棄するものとします
 - 「関連会社」とは、次の各号にかかざるものをいいます。
 - お客様または NI+C の議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している法人その他の団体
 - 前号所定の団体が、議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している団体

第 11 条 その他

- お客様は、NI+C の書面による事前の同意がない限り本契約および本契約上の権利・義務を第三者に譲渡もしくは移転または保守サービスを再販することはできません。
- お客様が機器の所有者でない場合には、本保守サービスを受けることにつき所有者の承諾を得ていただきます。
- お客様は、NI+C が保守サービスのため適時かつ安全に作業を行うことができるようにします。
- お客様は、NI+C がサービスの提供を行う場合、NI+C に対しお客様への立ち入りおよびサービスの提供に必要な資料、情報および機械、什器備品等の無償使用を認めます。
- お客様は、施設、ソフトウェア、機械、ネットワーク、その他の資源を NI+C の利用可能な状況とする前に、NI+C がサービスの履行に必要な範囲で、使用、アプデおよび修正することにつき同意するものとします。かかる同意が速やかに得られなかった場合、当該サービスの履行に関係する NI+C の義務は免除されるものとします。また、履行不能に起因するお客様損害について、NI+C は免責されるものとします。
- NI+C は、NI+C が選択する第三者を使用して保守サービスの全部または一部を提供することがあります。
- お客様には、保守サービス対象機器の改造、付加が発生した場合には、すみやかに書面により NI+C に連絡していただきます。
- お客様は、機械設置場所を変更する場合は、事前に NI+C に通知するものとし、NI+C への通知なく機械設置場所が変更された場合、NI+C はサービス履行義務を免除されます。
- 本契約の履行に伴い提供または開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウはいずれの当事者も相手方の産業財産権および著作権の制約に従うことを条件に、自らが適当と考える方法でこれを使用できるものとし、いずれの当事者も「資料」およびその他の納入物と同種または類似の開発を妨げられないものとします。
- 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から 24 か月を経過した場合は、時効により消滅します。
- 金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ストライクその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエビデミック・パンデミック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。
- 本契約について当事者間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。
- 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
- 本契約が解除または終了した場合であっても、第 5 条「責任の制限」、第 11 条 1 項「権利義務の譲渡」、第 11 条 10 項「消滅時効」、第 11 条 12 項「紛争の解決」は有効に存続します。
- 本契約の解釈は日本国法に準拠します。

以上

サービスの第三者提供に関する特別

お客様は本サービスを第三者に提供する場合、次に定める条項を第三者との契約においても適用し、第三者より承諾を得るものとします。承諾を得なかったことにより、NI+C および従契約者が第三者から損害賠償請求された場合、お客様は NI+C および従契約者が当該請求に関連して負担した合理的な費用および損害の補償をするものとします。

- 第 7 条
- 第 11 条第 3 項
- 第 11 条第 4 項
- 第 11 条第 5 項
- 第 11 条第 9 項

(2025. 12. 18)A02-04-4